

# 令和6年度から国民健康保険税の税率が改正されます

令和6年度から国民健康保険税の税率を下表のとおり改正します。

区分		所得割額		均等割額		平等割額	
算定基礎額		総所得金額および分離課税の所得金額等の合計額から住民税の基礎控除相当額(43万円)控除後の合計額		被保険者1人当たり		1世帯当たり	
		令和5年度	改正後	令和5年度	改正後	令和5年度	改正後
税率等	医療給付費分	6.30%	<b>6.65%</b>	29,000円	<b>36,000円</b>	7,000円	<b>廃止</b>
	後期高齢者支援金等分	2.10%	<b>2.60%</b>	10,000円	<b>16,000円</b>	-	-
	介護納付金分	1.77%	<b>2.40%</b>	12,000円	<b>16,000円</b>	-	-

## 改正の内容

### ■埼玉県が示す標準税率に到達するよう、段階的に保険税率を引上げ、適正な税率設定を行います

平成30年度からの国民健康保険の広域化により、埼玉県の運営方針に基づく標準税率を目標に見据え、また保険税収の不足(赤字)分を一般会計に頼らない安定した財政運営の実現のため、収納率向上や医療費抑制対策の実施とともに、保険税率の引き上げを行います。

町では令和4年度に所得割額(医療給付費分)以外、税率等を改正しましたが、令和6年度も適正な保険税率の設定を行うこととなりました。

### ■医療給付費分の賦課方式を変更するため、平等割額を廃止します

今回の改正に伴い、賦課方式を3方式から2方式(所得割額・均等割額)に変更しました。

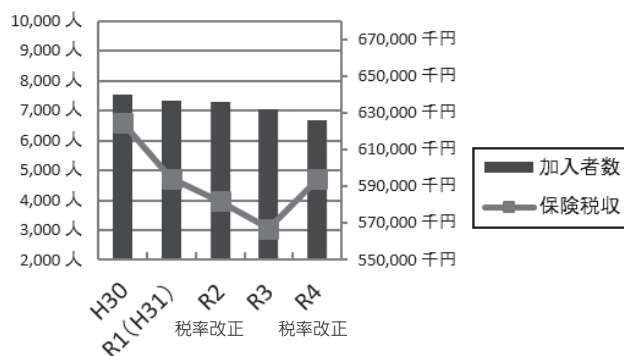
これは、県内同一の保険税率とする埼玉県の運営方針を考慮し、医療給付費分の賦課方式を現状の3方式から県が示す賦課方式である2方式へ変更するため、平等割額を廃止したものです。

### 【埼玉県が示す令和5年度標準税率(2方式)】

区分	所得割額	資産割額	均等割額	平等割額
医療給付費分	7.09%	-	42,084円	-
後期高齢者支援金等分	2.83%	-	16,335円	-
介護納付金分	2.47%	-	17,484円	-

※令和5年11月現在

### 【加入者数と保険税収の推移】



日本では、子どもから高齢者まで、すべての方が公的医療保険に加入することになっています。これを国民皆保険制度といいます。

その皆保険制度の一つである国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるように、加入者が国民健康保険税を出し合い、お互いに助け合う制度となっております。

加入者の皆さんが安心して医療を受けられるよう、ご理解とご協力をお願いします。



国民マスコット 健康まるくん

問合せ…税務課住民税係【☎35-1221(内線1131~1133)】

申告期間 2月16日(金)～3月15日(金)

所得税・復興特別所得税の**確定申告**▲国税庁  
確定申告特集ページ

## 町・県民税(住民税)の申告

令和5年分の所得税・復興特別所得税(以下「所得税等」という)の確定申告と、令和6年度の町・県民税(住民税)の申告期間は、2月16日(金)～3月15日(金)です。申告が必要な方は、必要書類等を事前に準備の上、期限内に申告してください。

問合せ

## 所得税等の確定申告について

本庄税務署【☎22-2111(自動音声案内)】

## 町・県民税(住民税)の申告について

税務課住民税係【☎35-1221(内線1131～1133)】

## 町役場での申告会場の受付方法が変わります！

今回の申告から、町役場での申告会場の受付方法を変更します。

## ○昨年との変更点

- ・地区別受付の廃止：2月16日(金)～3月15日(金)にて、ご都合の良い日にご申告いただけます。
- ・事前整理券の配布：2月1日(木)～2月15日(木)に、事前整理券を税務課住民税係にて配布します。
- ・受付開始時間の変更：受付開始時間を午前8時30分へ変更します。

## ■整理券配布

申告受付のための事前整理券を配布いたします。担当職員にお声がけください。また、整理券がないと申告受付ができませんので、配布されてから申告日まで大切に保管いただき、申告会場(役場4階大会議室)へご持参ください。

申告会場にて、当日分の整理券も準備いたしますが、事前整理券配布状況や、当日の混雑状況により、後日のご案内となることもありますので、あらかじめご了承ください。

会場	期間	受付時間
上里町役場1階 ⑫番窓口	2月1日(木)～2月15日(木) ※平日のみ	午前8時30分～午後5時15分 (最終日のみ午後3時まで)

## ■申告受付・相談

今回の申告受付から、地区ごとのご案内を取りやめさせていただきます。

また、申告受付は、事前配布した整理券をお持ちの方優先のご案内します。

なお、庁舎管理の都合上、午前8時以前の入庁はできません。

会場	期間	受付時間
上里町役場4階 大会議室	2月16日(金)～3月15日(金) ※平日のみ	午前8時30分～正午 午後1時～午後4時

⚠️ 下に該当する方は、町役場で申告できません。本庄税務署で申告してください。

## &lt;次の所得を申告する場合&gt;

- ・土地、建物、株式等を譲渡したことによる所得
- ・先物取引に係る所得


## &lt;次の控除の適用を受ける場合&gt;

- ・新規または連帯債務の住宅借入金等特別控除
- ・特定増改築等住宅借入金特別控除
- ・住宅耐震改修特別控除
- ・住宅特定改修特別税額控除
- ・国外居住親族に係る扶養控除
- ・認定住宅新築等特別税額控除
- ・雑損控除または災害減免
- ・外国税額控除

## &lt;次の申告をする場合&gt;

- ・青色申告
- ・損失の繰越
- ・仮想通貨(ビットコイン等)
- ・過年分の確定申告
- ・死亡者の確定申告
- ・消費税・贈与税・相続税の申告
- ・確定申告書の本人控えに受付印が必要な方
- ・申告内容等から判断して税務署での申告が適当と思われる方

## 申告に必要な書類

対象	必要書類等
申告者全員	・マイナンバーカード（無い場合は、通知カードと本人確認書類）
該当する場合に用意するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申告者名義の口座番号の分かるもの（還付申告の場合）</li> <li>・源泉徴収票や収支内訳書、支払調書など前年の収入が分かるもの</li> <li>・健康保険や国民年金など社会保険料の支払証明書など</li> <li>・生命保険料、地震保険料などの支払証明書など</li> <li>・障害者控除を受ける方は障害者手帳や療育手帳など</li> <li>・医療費控除または医療費控除の特例を受ける方は医療費等をまとめた明細書など</li> <li>・控除対象の配偶者や扶養親族がいる方はその方の所得および個人番号が分かるもの</li> <li>・住宅借入金特別控除を受ける方は年末残高証明書など</li> <li>・その他、申告に必要なと思われるもの</li> </ul>
<p>詳細は下記ホームページをご確認ください。  <a href="https://www.town.kamisato.saitama.jp/1202.htm">https://www.town.kamisato.saitama.jp/1202.htm</a></p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <p>◀上里町ホームページ 「確定申告に必要なもの」</p> </div>	

## 申告書提出用のポストを設置しています

ご自宅等で作成した確定申告書、住民税申告書を提出するためのポストを上里町役場1階税務課⑫番窓口を設置しています。申告書をポストに投函していただければ、お待ちいただく必要はございません。封筒は不要です。ぜひご利用ください。



◀申告提出用ポスト

## 障害者控除・医療費控除で必要となる方に認定書等を発行します

## ①障害者控除対象認定書

障害者手帳(身体・療育・精神)の交付を受けていない方でも、65歳以上で介護保険の要介護認定2～5を受けている方およびその扶養者は、障害者控除を受けることができます。控除を受ける際には「障害者控除対象者認定書」が必要となります。

## ②おむつ代の医療費控除確認書

寝たきりの人のおむつ代が医療費控除の対象となるには、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。ただし、おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で、介護保険法の要介護認定を受けている一定の方は、町が交付する「おむつ代の医療費控除確認書」を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

①②の書類が必要な方は高齢者いきいき課高齢介護係【☎35-1243】へ申請してください。

## 納税相談窓口 ～休日開庁・夜間開庁のお知らせ～

◆2月の開庁日 【休日】（午前8時30分～正午） 2月11日(日)

【夜間】（午後8時まで） 2月26日(月)

※夜間は庁舎西入口(夜間入口)からお入りください。

※休日・夜間開庁では、各種証明書は発行できません。

◆相談窓口の問合せ…税務課収税係【☎35-1220(内線1121～1126)】

※納税相談の場合は、あらかじめお電話でご連絡ください。

国民健康保険税第8期の納期限は 2月29日(木)です。

税金のお納めには便利な口座振替をご利用ください。

〔口座振替日は納期限日となります。残高不足等で振替ができなかった場合、再度の振替はできませんので、残高の確認をお願いします。〕

## 確定申告は、ご自宅などから「マイナンバーカード」×「e-Tax」で!

スマホやパソコンで「確定申告書等作成コーナー」から申告書を作成してマイナンバーカードを使ってe-Taxで提出してください。

### ○メリット

- ・「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、画面の案内に沿って金額等を入力することで、自動計算で確定申告書を作成できます。
- ・マイナンバーカードを利用し、マイナポータル連携を行うと、控除証明書等のデータを自動で入力することができます。
- ・e-Taxは税務署への申告書などの持参や印刷・郵送料および一部を除く添付書類の提出が不要となるほか、原則として24時間利用可能です。



▲国税庁確定申告書等作成コーナー

### e-Taxの5つのメリット

令和4年分の確定申告をした方のうち、  
3人に2人が  
e-Taxで申告しています!



▲マイナポータル連携についてはこちら

## 困ったときはこちらで解決 税務職員ふたば

国税庁ホームページで確認していただくほか、税務職員ふたば(AIチャットボット)に質問内容を入力していただければ、ほとんどの内容が確認できますのでご利用ください。



税務職員ふたば

▲税務相談チャットボット

## 所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設します

**会場** 本庄税務署 1階  
**期間** 2月16日(金)～3月15日(金)(土・日・祝日を除く)  
**時間** (相談受付) 午前8時30分～午後4時  
(相談開始) 午前9時～

なお、確定申告会場の入場には入場整理券が必要です。

入場整理券には次の2つがあります。①がおすすめです。

- ①LINEによる事前発行(来場せずに日付と時間が指定できます)
- ②来場した当日に配付するもの(当日限りで早期に終了する場合があります)

※源泉徴収票など申告手続きに必要な書類について国税庁ホームページなどで事前にご確認ください。

※マイナンバーカード(暗証番号を含む)をお持ちください。

※事前にマイナポータル連携を行っていただくと自動入力が可能になります。

※ご自宅で途中まで作成したデータをスマホに保存して再開することもできます。



▲国税庁公式  
LINEアカウント